

レニ付シ申納當セ及河村顧向市謹士等の斯  
段ニテ件ヲ取次シ得サルコト及一般(止共界)ニ及ホス影響  
ノ尾鷲シ及付シタ川内ノ終局後、説ヲ採用スルコトニ決定シ高  
職エ故化策トシテ拵セシ合戦ノ方針ヲ表不ルト共ニ於  
負フシテ勧告ヲ為サシタル多若トナセ)

一、  
金城ノ方針 (早下決議向井慶生之方起事件を参考シ加添テヘン  
利ル三十日之内ニ入候ニ申タル者、付シテハ審議、上復議セ  
シメニ付シテ付シハ勤務事務及比考勤實業等ニ就テハ何  
等支障(羅其事勘引モサヘ萬ト速シコト)キ拂取斗フコト  
二、  
勤甲(中ノ志ト合モ會ハ人知接良、結果復  
職セシメサルモ付シハ諭示更復職形様、加多有  
年も擇卓ハ三年以上勤務者、既定ノ恩給規定に依り給  
獎三年以下者ハ最低二週間分トシ以上ハ三事、勤怠  
ヲ斟酌決定ス)キ文院スルコト  
三、  
今度四回職セシムハ房傷(同)併ニ加入セル元ニレ復職ヲ  
許サシタルモノハ入院後去ナニ他、房傷固併眠退、翌日書  
ラ入ルコト

而レシテ令、所例ハ若レシヨリ半(級ニシテ成功セカル場令ハ臨ス入  
天ニ三十名ヲ准メシテア一ニ場)ミ作其事ヲ山廻セハ注文  
スニ付スル者ハ一人ノ彈合セシムシヘシ計處既セシルヲ以テ此  
降方三者、今入ラ謝(シス)ト祐レ居レシ  
肆り罪立(即部)ニシテハ猶ニ約百四十名其事令シ飢渴  
ノ解(唐通)乞書ニ甚其事シツ、アリス人ナ收、遂勤方桂  
ニ就テ大幹未代表若烟東京男大役聯合會ニセ張シ家記  
店接待負等ト共ニ審議中ナルラ以テ会人、飯未ト吉ニ次  
是スベテ之ヲ待ケツマアリ  
高圓ノ所ニ依レハ明日又シ後日演説令同僚ス(キ模  
拟アリ)

寺(アリ)、寺萬石ハ云ト大差ナシニシテ内譯セ  
ナ

政治部  
經濟部  
切口部  
部役部

二名  
三名

倉庫部  
社上部

四名  
六名

件仕